

(参考)

第4回新型インフルエンザ対策本部において決定された「基本的対処方針」について ～ これまでの「基本的対処方針」「確認事項」との変更のポイント ～

- 今回の新型インフルエンザの特徴が説明された上で、
 - ① 国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、
 - ② 基礎疾患を有する者等を守るという目標を掲げ、対策を講じるとの方針が明記されました。

- これまで、集会等について一律の自粛要請を行わないこととしていましたが、外出、事業についても自粛の要請を行わないことが明記されました。

- 医療については、地域を以下のふたつに分け、発生段階に応じた対応がとられることになりました。
 - ① 感染の初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域
 - ・ 患者は入院
 - ・ 発熱相談センターに指示された発熱外来を受診 等
 - ② 急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域
 - ・ 基礎疾患を有する患者、重症化の兆候がみられる患者は入院治療
 - ・ 対応可能な一般医療機関においても、発熱外来の機能を果たす 等

- 水際対策については、健康状態質問票に基づく健康状態の把握に基づいた検疫とし、機内検疫は、明らかに有症者がいる場合に実施されることとされました。
また、患者が発生した場合の濃厚接触者は、停留ではなく、外出自粛要請の下で健康観察をすることとなりました。

- この他、「基本的対処方針」のQ&Aには、事業運営上参考となる次のような説明があります。
 - ① マスクの着用
屋外などでは、相当混み合っていない限りあえてマスクを着用する必要はない。(問8)
 - ② 従業員が発症した場合の対応
発熱相談センターや保健所の判断により、濃厚接触者でないとされた者についてまで自宅待機を命ずることは適当ではない。(問27)